

豊橋市起業支援事業費補助金実施要領

第1 この要領は、豊橋市起業支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき必要な事項を定める。

第2 要綱第5条第1項の補助対象経費は、起業の日の1年前から申請日までに支出したものとする。

第3 要綱第5条第1項第1号の設備及び備品は、市内に設置されるものに限る。

2 車両は、要綱第5条第1項第1号の設備及び備品に含まないものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

フォークリフト、グレーダー、ローダー、ユンボ、ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、クレーン、リフト、その他自走式作業用機械設備
--

第4 要綱第5条第1項第2号の広告宣伝に係る経費には、次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 商品・サービスの宣伝広告の掲載がない販促品・看板・案内パンフレット等の作成に係る経費
- (2) 名刺の作成に係る経費
- (3) SNSの運用を外部委託する際にかかる経費
- (4) 看板の設置工事にかかる経費

第5 要綱第5条第2項第1号の汎用性があるものは、次に掲げるものをいう。

パソコン、車両（第3 第2項の表に掲げるものを除く。）、オフィス家具、金庫、書籍、カメラ、リース代、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、エアコン等
--

第6 要綱第5条第2項第1号に規定する市長が適当であると認めるものは、次に掲げる要件を満たすパソコン及びその付属物とする。ただし、市内に校舎を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）に在籍する学生が申請する場合に限る。

- (1) 付加価値を生産するために直接供するもの
- (2) 補助事業の目的以外に使用しないと誓約されるもの

例：情報サービス業におけるプログラミング用のパソコン

第7 要綱第7条第1項第3号に規定する特定創業支援等事業相談カルテ及びこれに準ずるものは、起業の日の1年前から申請日までに発行されたものに限り有効とする。また、同号に規定する「これに準ずるもの」とは、特定創業支援等事業による支援を受けたことが分かるものをいう。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。